

魯迅の祖父周福清著『恒訓』 訳注 (上)

松岡俊裕

本篇は魯迅(周樹人〔樟寿〕)、周作人(櫟寿)、周建人(松寿)の周氏三兄弟の父方の祖父、周福清が著わしたとされる家訓『恒訓』の訳注である。

執筆時期は光緒廿五年(一八九九)一月十六日から同月廿二日(『恒訓』文末に周福清自身が明記)。僅か一週間で書き上げたことになる。当時周福清は数えて六十二歳。科挙不正事件で逮捕され、再審付死刑囚として杭州府獄に収監されていた時のことである。

原件は存在せず、魯迅が同年十月上旬に遊学先の南京江南陸師学堂で筆写した(抄本末尾に魯迅自身が明記)ものが現存。周作人が長らく所有し、新中国成立後に北京図書館に売却(現在も同図書館が所蔵)。

本訳は北京図書館所蔵魯迅筆写原本の写し及び趙淑英整理標点『恒訓』(一九八二年一月『魯迅研究資料』第九輯所収)によった。元富山大学人文学部教授三宝政美氏の手になる訳注(付解説)があり(周福清『恒訓』の世界―その訳注と解説―。富山大学人文学部紀要』第十九号「一九九三年三月」、参考にした(三宝氏はこれに先立ち一部を東方書店『東方』第一一九号「一九九一年二月」、第二二〇号「一九九九年三月」、第二二二号「一九九一年四月」に分載している)。

まず原文を示し、ついで訳注を付すことにする(上下二回に分

載)。標点符号は基本的に前掲趙淑英整理標点『恒訓』に従ったが、少なからず修正を加えた(紙幅の都合もあり、いちいち違いを明記しなかった)。

『恒訓』執筆の動機は、恐らく家の存続を願うことであろう。すでに還暦を過ぎて晩年にさしかかっていた死刑囚周福清にとって、最も気がかりだったのは周家の将来であった。科挙不正事件と長男文郁の病氣と死(光緒廿二年九月卒)に伴い、周家は経済的社会的に没落した。その結果として族人椒生公の伝手を頼っての二男文治の南京江南水師学堂への入学(同廿三年一月頃)、長孫魯迅の同じく南京江南水師学堂への入学(同廿四年四月始め頃)、それに魯迅の富裕な朱家(府城内山陰県丁家弄)の娘朱安との婚約話(同廿五年一月頃から)などがあった。事件勃発直前に誕生した四孫椿寿の病死(同廿四年十一月)、椿寿の死を直接の契機とする魯迅の科挙受験の放棄と帰寧(南京)(同年十一月)なども周福清の心を痛ませたことであろう。更に当時の政治情勢の激変も気がかりであったに違いない(前年には戊戌維新と戊戌政変「八月」が勃発している)。周福清の前途は、周福清自身の命や清国同様、風前の灯し火であった。

ただ『恒訓』の原件の執筆の直接の契機や、『恒訓』がどのように魯迅の手に渡ったかは今のところよく分からない。また魯迅がな

ぜ光緒廿四年十月上旬の時点で「恒訓」を筆写したのかも不明。

ここで参考のため、光緒廿四年の魯迅の童試受験のための帰郷から、翌同廿五年十二月にかけての「周作人日記」(前出大象出版社版)から、周作人と杭州の祖父周福清、南京の兄魯迅との手紙のやりとり、兄弟らの童試受験、それに家族人の動静を中心に関連記事を抜粋してみよう(原文)。末尾に筆者が添付した「」注は、日記本文の説明並びに社会や家人等の動静の補充。

光緒廿四年十月「忘録。大哥回家」。「魯迅は同年九月に江南水

師学堂から新たに増設拡充された鉅務鐵路学堂(陸師学堂付設)に転じた。同学堂は翌年一月開

学」

十一月六日「縣試。予与大哥均去」。「会稽縣試」

七日「四弟疾甚重」。

八日「四弟以患喘逝。時方辰時。撫膺大哭。悲感不勝」。

「享年六歲」

廿四日「大哥往寧」。「魯迅、県試覆試受験を放棄して離郷。

以降、南京に戻った魯迅に替わって、覆盆橋周氏智仁義房の鳳苞の妻莫氏の実弟莫侶京が替え玉受験」

廿六日「上午作文(……)。下午往大街、發杭信(文一篇)。

協興局)購小琴条一張洋四分。(夜作古風二首。為四弟作也)辞云……」。「当時の「周作人日記」において

「杭」は杭州府獄に収監されている周福清を指すことが多い。ちなみに、この項の頁上枠外に「CHOU

KWEI ZUE」(周奎「樵」鬼)の子?の書き込みあり」

廿七日「晨、母親三弟往小阜埠。……晚接豫儕兄(自武林寓

慈)函、于廿五抵杭已下舟矣。夜檢田契。作杭信」。

「母親の魯氏は四男椿寿の死による心の痛手を癒しに三男松寿を連れて実家の魯家に戻ったのであろう。魯迅は離郷の挨拶がてら杭州府獄に周福清を見舞ったものとみられる」

廿八日「往大街發杭信(協興)。……定刻圖書一方Kwei字

(英文奎字。洋五分。明日往取。錢尚未付)。下午縣大案出。余擬往、徂雨不果」。「県試の及第者発表」

廿九日「余往觀案(凡十一圖。……余在十圖卅四。豫材兄三圖卅七。……)」。……取定刻圖書(付洋五分)」。

十二月二日「送杭信。四更進場」。「紹興府試」

三日「作文。……十二刻出場。……接杭信(三十日發、并

子曰學文式篇)」。

五日「下午發杭信。游試前、購己交通商便覽一本……」。

七日「看案。予在六圖廿七」。「府試の成績発表」

九日「下午同棧叔去填冊」。「府試覆試受験の登録」

十日「接杭信、并有事弟子文一篇、大哥信二紙。四更進場。山、會、瀟、虞四縣招覆」。「府試覆試受験のための試験場入り」

十一日「在場作文。瑞舍宇。……六點放頭、余出場」。

十二日「晨作杭信、送杭信」。

十三日「至試前看案、尚未出」。

十四日「往試前」。

十五日「往試前。……看案、共二圖半、取百三十三人、周姓

惟地叔二人、地叔頭圖卅二、夏叔頭圖卅三。接小阜埠信(云于廿一趁年船回家、帶回背心一件)」。『府試第

一覆試の成績発表]

十六日「接杭信(十五日發)」。

十八日「作杭信、并小阜埠信(府考二覆……)。……夜作七絶一首(為四弟作也)。……」。「府試第二覆試」

二十日「出案。棧叔已斷、夏叔二函十九(共取七十人。送杭信)」。〔府試第二覆試の成績発表〕

廿二日「夜接(十七)杭信(由杜浦寄)、并張栢川太史塾課四本(府考総覆)」。〔府試総覆試〕

廿三日「上午接(廿二日發)杭信」。

廿四日「伯文叔來說、大案已出、余四函四十七、大哥七函三十、棧叔二函廿二、夏叔二函第四。會稽共人十函」。

〔府試の及第者発表。作人と魯迅の替え玉はこの時点で落第〕

廿五日「椒生從叔祖自江南回家。得樛庭兄十七函……聞升叔已回杭」。

廿六日「接杭(廿五日)信、并致蕉生叔祖箋、升叔致椒生叔祖箋各一紙、即送去」。

光緒廿五年一月五日「送門神。作杭信。了年」。

六日「發杭信」。

七日「余往烏石頭坟(同舟椒生叔祖、蕪廷、衍生、仲翔三叔同余五人)」。

十一日「接杭信(初十日)、并致椒生公二箋、即送去」。

十二日「發杭信」。

十八日「接杭信(十四發、由道圩寄)、并四書、詩、易各一部、柳真人劝孝歌一各」。

廿三日「接(豫山兄初五日)函」。

廿六日「接杭廿五函」。椒生公、往甯(託寄杭函并件及交大

哥函并件)。「周福清は府獄に立ち寄った椒生に『恒訓』を託したか」

卅日「接杭(廿八)函」。

二月一日「發杭信」。

三日「偕叔輩登舟往蘭亭(同舟朱霞汀舅公、衍生伯及伯輩、茗三二叔、同余五人)。「朱霞汀は、後に魯迅の妻となる朱安の実父耀庭。霞汀は字。その後、朱安の婚約者魯迅を南京に尋ねる。光緒二十八年九月六日卒」

四日「接杭(初三日)、云浙学政已放、系文侍郎叔平(名は治、湖州鑲紅旗人)」。

五日「朱宅出口、託惠叔備席、約五元(五卓)。「朱宅は朱安の実家。惠叔は覆盆橋周氏智仁礼房の秉權(字は衡亭「前出蕪廷に同じ」。幼名が惠)」

八日「作杭信」。

九日「發杭信」。

十三日「接杭信」。

十八日「接南京(初九日)函」。

十九日「接杭信」。

廿三日「接杭信」。

廿六日「發杭信」。

三月四日「送杭信」。

廿日「接金陵信、并窓課二、幾何圖二張、伯文叔箋一」。

廿一日「寫金陵信」。

四月五日「晨同朱筱雲兄、伯搗叔、衡廷叔、利冰兄下舟、往來塘殿戲(平安吉慶)。半夜大雨」。〔筱雲は朱安の実兄

鴻猷。原字は小雲。のち字を可銘（可民とも書く）に改める」

六日「雨。放舟至大樹港看戲（鴻壽班）。長媽、辰刻蒞病身故、送去」。

七日「归家。小雲兄别去」。

十二日「硯杭信」。

十五日「接杭信」。

十六日「發南京函」。

六月 三日「蒞杭信」。

四日「拜 公忌辰。遇朱縵汀舅公」。「朱縵汀は前出朱

縵汀に同じ」

十日「晨蒞杭信、午接（初六日）杭信（并大哥函）。晚又蒞

杭信」。

十一日「作杭信、南京信」。

十二日「下午送謙妹往徐、託帶簪子一付、杭州金陵信」。「謙

は覆盆橋周氏智仁義房鳳珂（幼名謙。別字は伯擲）」

十六日「下午往大街蒞杭信」。

九月十一日「慈吳融信并祖父致大姑父函」。「大姑父は周福潜の長

女徳の夫馬惟良。科挙不正事件関係者の一人」

十二日「接吳融信并姑父復祖父函（由童信昌交來）」。

十三日「上午往大街蒞杭信（協興）」。

十六日「地叔説及昨晤 祖父、囑問余何久無信、然十三信

已蒞去矣。地叔送余……并大哥函、并書籍、衣服。

……陸師學堂形圖一張自繪（己亥年俯視形圖）……。

作回函（未蒞）」。

十九日「下午章宅僕來、云將往杭州、託寄信一封」。

廿二日「接杭升函、云文宗師已於二十起馬、并考甯題目一紙」。

廿三日「蒞江南信（伯文叔函中）」。

廿四日「蒞杭信（協興局）」。

廿七日「蒞杭信（協興）」。

十月 二日「接杭（小春元日）函」。

三日「下午至江橋全泰盛局蒞杭信」。

七日「蒞杭信」。

九日「蒞杭函……」

十一日「蒞皋步信、又南京信（水師）……接杭信、并文一

篇、初九日蒞、并大哥函、又致伯文叔函、即送去。作

復函未蒞。接升叔致余函（朔蒞、字二行）」。

十三日「接杭（十二蒞）函」。

十四日「作杭復函、擬明日蒞」。

十五日「蒞杭信（江橋全泰盛局）」。

廿三日「接升二日杭信、并題目數帋、漆帖一帋」。

廿六日「補蒞杭信」。

卅日「蒞江南信。……作杭信、擬明日蒞。促 祖父取名

（取單名）」。

十一月一日「上午往江橋蒞杭信（全泰盛）……接杭信（与仲庠

叔并批）」。

四日「下午理敵篋中信札（皆 大父在金溪時各人寄來者）」。

五日「接杭（初三協興局）函、使余改名奎綬」。

九日「蒞杭信、説賣田事、附大哥函……」。

十一日「望江南信不至、擬作函問之」。

十二日「上午作致升赤函、擬由祖父附寄……奇念忽作、思明

春往省垣去、擬大哥躬後再讀。杭厲久无信来、盼望殊切。〔効は不明字〕

十三日「上午接杭十壹函并大哥函（十月三十卷……又月課

題一紙、函云「莫恐要勤廿、不便回家云云」。

十四日「作杭信及致樹人兄函、伯聲未函（皆尋常語、無甚了）、又附十九未致十八祖函（託尚世孫了）。余託祖父買元華一、二支、又託大哥買五色信箋及飛影園畫傳（南京天鹿閣出售、每三十本洋一元半）。阻雨未果、擬明日發」。

十五日「上午發杭（全盛）信、并致升未、大哥二函」。

十六日「望杭信不至」。

十八日「望杭信不至、未知何故」。

十九日「接杭（發十七）函并片字、及致滌園公箋……下午發杭函、并洋十元（全泰盛）」。

廿日「見駿園未祖、面交祖父箋。彼云此上好」。

廿三日「下午發杭信」。

廿四日「望武林、江南函、不至」。

廿七日「接杭（廿三由全盛）信。發南京信、附仲庠未信、中

乘哨唭阮君（字效三、荷孫兄从未）之便」。

廿八日「下午河仲庠未借鞋、往大街發杭信」。

十二月四日「下午眉生未来、上到駿園、致大父函一紙。夜作杭信」。

五日「接杭（初三日）函、即復之」。

七日「接江南（十一月十八日書）函、云看礦之言並不說起、想作罷論。現擬十二月同拾捌未祖回家云、擬即復之」。

九日「發杭信、江南信、刻石版板一方（刻漢長壽鈞一枚）」。

十二日「下午接江南（初七日由津乘施便人帶来）函、云二左右隨未祖回家。又云、江南天鹿閣並無飛影園畫傳、并上祖父稟一紙」。

十三日「下午發杭信、江南信（小江橋河沿全泰盛局）」。

十八日「上午作杭信、擬下午發。午接杭信（十五發全盛）、云杭省求是書院、兼習中西各延教習……有志志上進、儘可來考云云。發杭信」。

十九日「發杭信」。

廿日「接十八杭信。下午仲庠未往大街、託發杭信」。

廿二日「發大父致道圩函（二十到）」。

廿三日「晨望大哥、不至」。

廿五日「望大哥、不至」。

廿六日「望大哥、不至。上午大哥全十八、回家、云係十九啓行、因火輪机坏、以停運。帶回……、并浙江求是書院章程一奉、聖武記一部。接升未函（十七發）」。

廿九日「全大哥至大街一遊」。

周福清が書き上げた『恒訓』を最初に見たのは、杭州で周福清の世話に当たっていた文治の管である。読ませる対象は当然、文治と内孫たちであるが、第一には周福清が最も期待していたと思われる事実上の家長たる長孫魯迅であろう。なお前掲三宝解説文は、この『恒訓』を魯迅が四弟椿寿の死を契機に「弱い母を発見し」、「母や弟らを庇護する者たる自覚をはっきりと抱」き、「夏剣生として蘇り、科学の世界と今度こそはっきりと訣別した孫への祖父から送ったエール」とするが、真相は不明。少なくとも三宝解説文が、「基本的に科学の道に見向きもしていない」「一言半句もそのことに言及していない」ことを、その根拠にしているのには必ずしも賛同で

きない。家訓に科挙、立身出世への直接的な言及の無いのは、決して珍しいことではない。あまりにも当然のことであり、明言するまでもないからである（多賀秋五郎著『中国宗譜の研究』等参照）。

執筆後、『恒訓』がどのようにして魯迅の手に渡ったのかは勿論、魯迅が筆写後、いつどのようにして返却したかも不明（返却の有無も不明）。現件の紛失の経緯も不明である。想像を逞しくすれば、周福清が、『恒訓』を書き上げたその日に紹興を發つて杭州經由で任地南京に帰任する椒生公に直接託し、魯迅が手元に半年以上留めたのち、祖父からの命を受けてか、もしくは自ら進んで返却しようと考え、筆写したともみられる（周作人は十月十一日に同月九日付けの周福清の手紙を、十一月十一日に十月卅日付けの周福清の手紙を受け取っているが、その中に魯迅の周作人宛ての手紙が同封されており、或いはこの時魯迅は、『恒訓』の原件を祖父に返送したか。もしくは年末の帰郷時、府獄に周福清を尋ねた際に返却したか）。

周作人は『魯迅の故家』第一部「百草園」六一「恒訓」で、かつて読んだ記憶に基づいて『恒訓』について言及しており、作人が少なくとも魯迅の写しを見たのは間違いないが、現件を見たか否かは不明（『周作人日記』中に『恒訓』への言及はない）。ちなみに『周作人日記』によれば、周作人は光緒廿七年二月、周福清の帰宅前に梁敬叔の『勸戒三録』と張文端（英）の『公産瑣言』、『聰訓參語』を読み、同年三月周福清の帰宅後に『馬氏家教瓣香集』を読んでいる。特に張の著書には感心し、日記に「朴實切要、深有益于涉世持躬之道、置之座右、可作箴銘」と書き付けている。

『恒訓』の構成は、目次、全体の序に当たる部分、父親の教えをも踏まえた恒心を主張した部分、祖父の誡めを踏まえた「養生法」、同じく祖父の訓えに基づく「家誠」、それに全体の跋に当たる部分

からなる。『恒訓』の内容の委細、意義については、別途敝論「魯迅の祖父周福清放園」（第十一章「周福清の人物像」）で取り上げることにする。

以上、呂福堂「魯迅手抄祖父所著〈恒訓〉」（前掲『魯迅研究資料』第九輯所収）及び前掲三宝解説文等を参考にした。

最後に、本訳注作成に当たって、『恒訓』の閲覧、複写、関連資料の提供について便宜を計って下さった故周豊一先生、前北京魯迅博物館研究員の姚錫佩先生、並びに『恒訓』の読みについて御教示下さった紹興魯迅紀念館館長裘士雄先生、陝西師範大学文学研究所教授霍有明先生及び南開大学中文系副教授張鉄榮先生に記して感謝申し上げます。

原文

恒訓

目録

- 力戒昏惰
- 戒力煙酒
- 力戒損友
- 養生法
- 病弗延西醫
- 家鑑

- 一 縱容孩兒
- 一 信婦言
- 一 要好看（已上敗家之鑑）
- 一 有良心
- 一 有恆業
- 一 有積儼（已上成家之鑑）

恆訓

有恆心、有恆業、有恆庭。有恒心得見有恆善、聖之基。人而無恆、不可以作巫醫。持恆能久、視此訓辭。光緒二十五年歲次己亥元月十八日介孚手書。

力戒昏惰

昏者必惰、惰者必昏。每日胡思亂想、心在遊嬉喫著、以致遇事輒忘、不肯用功學習文字、羣居談話、出外貪嬉、弄得一事無成、老不作繭、無家無業；人人賤惡。雖衣服華麗、路人已罵為花鬚線雞、荷花二先生(言不能過冬)、可恥可危。要好看者、應知警醒。

去昏之法、在事事認真。看書寫字、用靜細功夫、心不二用、神氣自清。次日應作諸事、立一日記簿、預先寫出。所聞所見、關學問者、關家務者、一一記簿、時時細看。切勿怠惰。凡有作為之官宦、成家立業之士民、無不有日記帳簿。平生閱歷、逐年事務、及一切用場、瞭如指掌。此生福澤、壽元所關、爾輩勉之。

少年看戲三日夜、歸倦甚。我父斥曰：「汝有用精神、為下賤戲子所耗、何昏愚至此！」自後逢歌戲筵席輒憶前訓、即託故速歸。

力戒煙酒

「客窗閒話」載：廣東一憲幕、嘉慶季年、夢遊冥中、見以人血和泥、成膏如山。正駭異時、遇一故友、告以上帝因世人險惡、誅不勝誅、於水火、刀兵諸劫外、增一雅片劫。輕則促其壽、破其家、重則殺其身、絕其嗣、而善良者得免焉。某醒後、異其言、是時雅片未行也。至道光朝、夢大驗。予見此書、初疑其誕、至今思之、凡嗜洋烟者、親友本家不下百餘、四者之

中、必犯其一也。降劫之說、確然可信。如水旱烟、有損無益。至酒之為害、不殊雅片、非特廢時誤事、且易傷生。試看盛酒錫壺、用久底爛；釀酒房屋、梁柱速朽、况血肉身軀乎？嫖賭闖禍、多因酒起、切戒勿忘！有人勸飲、必非好心、力辭之。

庚申夏、飲跨湖橋孫氏樓、以拇戰大醉。歸不省人事、次日始醒。我父泣曰：「我惟一子、汝醉死奈何！」聞之、慚悔累月。癸亥病劇時、猶遺囑戒酒。我一生不猜拳賭酒者以此。力戒損友

凡勸用功、講文字、相照應、講作人皆好友、可友之。

切戒與人換帖。世情百變、人心亦然。輕與訂盟、多受其累。有某巡撫、上海治遊、時未登第、與一洋行大夥訂盟。十餘年後、夥流落、開煙花館、時挾某巡撫勢。某贈萬金購回蘭譜、與之絕交、已聲名狼籍矣。

損友最多、分類辨之：哄人嫖賭、喫烟、遊嬉者；哄人成羣結黨闖禍鬧者；哄人鮮衣華服者；誘人同往茶坊、酒肆、戲館者；傳是非令人不和者；飯時嫌菜劣毀盤碗、器物者；寫匿名信件播弄是非者。此輩必非好人、宜遠避之。結會聚黨、必構大獄。明復社、幾社、近日康(有為)黨、今古一律、尤宜力避。

同堂聚處、切戒多言。凡發人陰私、談人閨闈、論人是非、非但得禍、大壞心術。切記、切戒！

口好戲謔、非但受侮、且辱先人。京都某舉人好謔、與人同席見一老實人、恣言取笑。座有不平者、勸某曰：「何不回避？」某肅然曰：「不敢。」問何故、某曰：「少時與一友謔、家嚴聞之、疾呼去、鞭之百。斥曰：『我教養多年、爾

不知敦品勵學、反輕口薄舌、狂吠人乎？”并自艾曰：“我造何孽、生此畜類、將敗我家。不悛、必逐汝！”此後不敢與人語。”同席皆匿笑。某舉人忽背忽白、面無人色、忽忽逃席。

見人曖昧事、急迫事、切忌多言。世交某與某公子友善、朝夕過從。一夜晤談、忽聞囁語私語、公子趨視、則其妾與僕也、憤甚、告某。某曰：“家有美妾俊僕、須有大量。”公子勃然色變、某即辭歸。次日往探、妾撞斃、僕畏懼自盡、其實無奸情也、窺客而已。某大悔恨、後客死、亦無嗣。公子頻夢妾及僕訴冤、亦悔。

有為後母凌虐者、愬於父。父惑先入之言、斥之。子爭辨、父大怒、欲送忤逆。子往造密友、友曰：“父母昏暴、生人之趣已盡。將來娶婦、必忤姑、生弟、必偏護。作人之難、必倍於今日。”某長歎而歸、竟自盡。父知子之冤、妻之悍、悲憤得病而卒。友在家、忽狂呼：“我一言殺父子二人、來索命矣！”仆地即逝。

養生法

每日咽唾沫三十六次。臨睡摩手心、足心。摩肚腹數遍。用兩手自頭至足、周身摩一次。晨用大指節擦兩眼角數次。兩手按耳、中指敲腦後十餘次(多更好)。左右顧、用手摸掌至肩、伸縮數次、可消飽食。大小便咬緊牙齒。幼侍 祖父、口授各法、並云：此養生秘訣也。祖父享壽八十有三、耳目聰明、手足便利、是其效矣。

病勿延西醫

中國南人北人、氣體不同、服藥亦異。北人時服大黃、川、楚人好服附子。南人且不同矣、况遠隔數萬里之重洋乎？予在

都、見病者延洋人醫、無不速斃。用冰帽者、其死更速。不知體質不同之理也。各種藥水、尤不可輕嘗、恐犯中國食物忌(如柿、蟹、葱、蜜同食、中國亦忌)。惟跌打骨斷諸傷、可用西醫、然須慎擇、蓋洋人在中國者多庸醫也。洋人金雞哪霜治瘡毒、亦不可信。我眼見張姓友、購治項疔、初頗速效、月餘復發更甚。仍用中國醫、醫痊。我患牙痛、有勸用洋人藥水、當日頗靈、次日仍痛。如中國劣醫、用升藥治瘡、且夕見效、後必復發。如醫露瘡、三日見功、月餘再發、遍體潰爛、不可救藥矣。

行旅最好帶經驗良方一部、如患病、即照方服藥、可免庸醫之害。

治病有簡便而甚靈驗之方、須記定。可自療、並療他人。受寒用葱頭煮蘿蔔湯、喫一大碗、蒙被卧、出汗即愈。發痧吞白礬二三粒、或喫礬水、無論何痧、服之皆效。

跌打損傷多喫童便。如無、喫自己小便、雖重可救。

冬日、手足生瘰凍、未破、用熱水泡辣椒洗之、已破、用熱礬水洗。面上及耳邊凍瘡、時時用自己清水鼻涕塗之、其效甚速。

睡時腳轉筋、痛頗難受。木瓜一箇(不拘乾鮮)、放牀上、即無此患。

聞山瘴及各種穢惡之氣、用自己襪底捫鼻孔、或含清水、可解並解悶香毒煙。

夏日出行、口含烏梅一顆、可免受暑、且可解渴。

出門有事、飲食失時、帶核桃肉數箇、飢即食之、不至傷胃。

倘遇火災、焚屋之中、烟氣逼人、多被昏暈。急伏地下、匍匐走出、可免。杭州多搶火匪徒、能出入自如、即用此法。

人身入水必浮、以用力氣散、口鼻入水、遂至沈沒。不識水性、見亮光即鑽、不知亮處却是水底(天光反射、水底脚亮)。如失足落水、打住主意、咬緊牙齒、不動手脚、即浮起可救。

道光季年、捻匪初起、首途戒嚴。清江至京、車輛多結隊而行、猶被劫擄。有數舉子赴都應試、行在半途、車夫以路險難行告、衆皆大懼、進退維谷。有一舉人大聲曰：“不妨！我與宋景詩大頭領交情甚切、放膽前行。”車夫愕然、曰：“真乎？”曰：“真。”乃沿途訪問宋之踪跡、並託店家先寄一信以通候。遂履險如夷。逮進京、諸人爭詢之。某曰：“車夫店家盡是捻黨、吾言與宋有交、羣賊斷不敢下手。偽通候、以堅若輩之信。”衆乃服其智計勝人。

家鑑

予族明萬曆時、家已小康(述先公祭田、俱萬曆年置)、累世耕讀。至乾隆年、分老七房、小七房(縑山公生七子)。合有田萬餘畝、當舖十餘所、稱大族焉。逮嘉、道時、族中多效奢侈、遂失其產。復遭十七爺房爭繼、訟至京師、各房中落者多。而我高祖派下、小康如昔也。自我昆季輩、不事生計、姪輩繼之、賈田典屋、產業盡焉。我身歷盛衰、眼見致敗之由。習聞祖父起家之訓、如昨日事。謹詳述之、作我子孫居家之鑑、為成敗、在自擇耳。

我曾祖輩族人行十七者、善居奇、積財二三十萬。娶陸氏、生一女、嫁舊族；無子。將娶妾、陸悍而狡、偽稱有妊、買貧家子冒己子。族人以異姓亂宗訟、陸遍賄當途、族人幾得誣告罪。乃赴省赴都訟、始得直。官斷逐假子而立姪、家遂落。族人亦多破家。族議：陸氏不准入宗祠。

一縱容孩兒(以下敗家之鑑)

諺云：“若要強、看後秧。”又云：“棒頭出孝子、縱容出驕兒。”小孩任性憊賴、由父母不知管教、昏愚極矣。所生已昏愚、愈趨愈下、勢所必至。

幼見某姓表兄、年十三四、穿皮袍褂而來。祖父即斥為討飯坯子。予聞言甚怪、私問其故。祖訓曰：“幼年重裘、已折其福、伊將貂袖拭鼻涕、此種人有家教、能保身家乎？”初猶不信、某至三十餘歲、果凍餓而死。

水澄巷李氏表弟十餘歲、令女僕登高梯、夜向廳椽捉麻雀、失足跌斃。其親族索詐不已、費錢千串。祖聞之曰：“李氏完矣！有此子、已足敗家。上人縱容至此、一家人昏憤極矣！”今果人財俱盡。

山陰某姓、生長女、驕養異常。斷乳時、不肯喫飯。雇一丐婦與飯、故作不肯喫狀、鞭打以嚇之、女遂進食。後同此丐乞於路、猶道前事。

予見親族家生兒彌月演戲宴客者無不殤。有一家兒不死、長、裝水烟度日。生子常事、而狂妄驕侈、福薄可知。何怪子之無成？

一信婦言

不賢者、無論已。即能良淑、而性情多偏、識見又短、貪小便宜、不顧大局。一夕話云：婦人十反。謂其輕尊長而重僧尼、親奴僕而厭師友、虐媳而縱女、嫌子而愛婿、輕田產而重衣飾之類。昏愚者、婦言是聽、無不破家殺身。

自古談女禍者、皆稱呂雉、武嬰、同于褒姒。其實呂、武雖惡、適族其家、漢唐未亡也。婦禍之害、莫甚于似才能而實昏謬、似良善而實陰邪。以漢之王政君、隋之獨孤氏為最。王氏力庇外家、重任王莽、殺戮忠良、流毒海內、漢鼎遂移。獨孤奇妬、

性偏而狠，其服用之儉禁止諸妃，非崇尚也。縱容煬帝，曲為隱庇，遂成大逆，國亦淪亡。文帝臨終歎曰：「獨孤誤我，悔之晚矣！」以後，唐之王后嫉蕭淑妃之寵，引武嬰為助，塵聚風狂（王后為武所弑，臨死誓：「世世已為貓，武為鼠。」），已亦被戮。明鄭貴妃，任奄蠱惑，奪嫡弑主，再傳國滅。縱子淫虐，汴京遭災，江南半壁，亦送於伊孫之手。蓋陰毒險劣，斲削元氣已盡也。

草蕪橋某家，有田四百餘。娶一婦，驕縱之至。每日午始梳頭，梳時僕婦三人，此念詞本，彼理髮，一打扇或持手爐，痰盒。飯菜必七八色。數年家產已空，各房日給一碗飯，冬給棉衣，夫婦夜睡廳後，年餘俱死，施棺得斂。

鄉間某翁，有田二百畝，生二子。成家後，翁分產，喫輪餐飯。媳供給甚薄，一菜，一腐。翁思董腥，媳即反唇曰：「翁富家時，我等喫何物耶？」翁忍之已久。一日，次媳之弟來，具酒食，翁與談頗悅，謀一醉飽。次媳出曰：「今日飯餐，輪應大伯，翁可速去。」其子不言留，翁憤憤歸。大媳曰：「我輩已飯，無餘。翁未食，只有另備點心。翁甚愛叔孀，不得一飯耶？」翁憤極臥牀，亦竟不備他食。至晚始呼喫飯，翁以不喫飯對。媳哂曰：「返老為童，忽作賴耶？」次日，二媳呼餐，亦不赴，子亦聽之。餓七日竟死，而族人備知其事。將殮，衆嘩曰：「爾逼死父，罪大惡極，田產應分與我們，才得免訟。」一子不允。訟之，官訊實，俱瘞斃，產亦分散。

某老婦，善居積。長子已授室，次尚幼。忽病劇，邀親族為析產。囑長子曰：「爾弟幼，為之管業，俟長娶婦，令自主其家。」言訖而逝。娉羨叔之產，陰謀殺之，并其產，人無知者。而生子輒不育，性又妬，不令置妾。某五十餘，乃繼族子

為嗣，性凶狡猾而蕩。數年盡耗其產。某憤極，得失心瘋，見婦輒打罵，並道其陰謀。時痛哭曰：「吾悞聽惡婦言，殺吾弟，如弟有子，可兼桃。今生受逆子之累，死無以對吾母及吾弟，必殺婦以償弟命。」一夕，剖婦心，自刎。惡婦一言，兄弟夫婦三喪非命。危哉！

一 要好看

諺云：「要好看，必弄得大不好看。」此言發人。睡夢眼見愚人，衣服要華美，粧束要齊整，金珠寶石等物不惜重價。以生意人看鄉紳樣；小康家看官宦樣。學時派，冠履衣著看京式婦女；穿戴看洋粧。看妓粧，弄得富者貧，貧者苦，田產盡作衣穿，首飾俱歸當舖。皆因要好看一念所致。若能省險過日，不看時樣，何至於此？

我見親戚家極愛體面，紅白等事，必搭燈棚結綵。每遇婚娶，必各房作成衣，辦時衣服。甚至一套褲帶作兩工，一條條費十餘千，首飾亦時（一）改換。數年後，衣服當盡，猶借之他人，事後送還，費果點錢十餘千。近來田產悉售，子孫寄住戚家。好看乎？不好看乎？

紹城李某，店管起家，積二三十萬，仍繭紬衣，呢絨，布鞋，寒素不改。人詢其何苦如此？李曰：「我一身舊衣，不值幾錢，然逢年逢節，穿紬緞時衣者日候我門，將田產作抵求借貸者，趾相接也。我一首肯，即稱謝不置。此時看來，儉朴者體面耶？華麗者體面耶？」

安昌宦家子某，父故後，奢華如在署日。至年終，諸債蠅集，一無抵銷。不得已，售田以償。及立契時，買者一土朴財主，布衫，氈帽，蒲鞋，論價甚高。某次日哭告親族曰：「吾一宦裔，為守錢奴欺窘，血產歸他，可恥孰甚！」乃省衣節食，

得保遺業。

有良心(已下成家之鑑)

成家立業、第一在有良心。良心一失、雖大富貴、立見銷亡。如無根草木、其槁可立待。枝葉雖茂、不足恃也。保良心有一法、時時看「朱子家訓」、「陰騭文感應篇」勸孝悌、戒淫等書、良心發見矣。

勿交驕淫刻薄之友、雖親戚少與往來、亦葆天良。孝弟誠實、雖然貧窘、必有轉機、或晚年享福、或子孫昌盛。以此卜之、百不失一。

有恆業

游惰無不敗家。不肖子弟、少年挂名讀書、其實朝夕遊嬉、全不用心。小考無名、有勸其學幕者、謊為家需照管不能遠離。有勸其學生意者、謊云要守書香、不屑操市儈業。坐喫家空、借貸無門、親操井臼、既賤且苦、實由於一事無成。若學一事業、到處可喫飯安身、家亦可保。

蔣蕪泉巡撫、聞屬員懇窮苦、必斥罵、不與一差。人問其故、蔣曰：「已登仕途、猶衣食不周、其人非昏愚無用、即荒唐無賴。」言雖偏、却是實情實理。蓋若輩皆無業游民也。

曾文正屬員、初見必問：「家作何業？」有人口幾何？進款出款若干？日食米用錢若干？」不嫌瑣屑、當時有「曾果問」之名。揚州何運舫知府、曾之舊友也、詢其故。曾曰：「凡大事、必從小事作起。家事不能了了、安能辦國家大事乎？以測人才、如鏡照物、百不失一焉。」此言實用人之鑑。知此者、可保家、可服官。

厭執業卑微、是大昏謬。偏門外某、有子四人、家小康。長子讀書、三十餘得附學、家少替。次習紬業、更貧。三、四子習

米業、錫箔業。十餘年後、長教讀、得修三四十千、次得百餘千、三、四子各開一舖、作東家。長家用不足、時貸諸群弟。學業已成、最忌自大自恃。親長某二十餘、習幕案已成。三十就河南巡撫幕辦摺奏、有能名。而好冶游、酗酒任氣。居停大度、姑容之。後任弗善焉、因每出必夜半始歸、論閩人二更鎖門、非要公不放。諸友爭勸其早歸、某不聽如故。閩人拒之、乃大罵、持巨石捶門、門將壞、闖啟旁門以納。次晨送程儀、某恃才隨地可作上客、即辭出。不料脫館後竟無人請、小幕又不屑就、竟寒餒抑鬱以終。

蕭山某姓、從兄弟二人。伯入仕、官至知府。仲業豆腐店。伯告歸、待仲情好甚篤、姊與姪大以為門戶羞、不禮焉。數年伯卒、諸姪奢侈性成、盡其產。孫無業、遭粵寇亂、焚所居、孫失怙恃、流為丐。仲收養、使習豆腐業、始得成家。世事如轉轍、惟有業可立於不敗之地。

有積蓄

諺云：「有錢不用作財東。」又云：「那怕鐵掃帚、只怕漏畚斗。」又云：「寅喫卯糧、壽命不長。」數言實居家良箴。賺錢固難、積錢更難。如有錢亂用、一朝失業、飢寒隨之、不可不慮。

越城孫某、就憲幕、每年修金二三千、而性甚奢。每晨闔家以燕窩作點心、他事類然。一年失館、合家以夏布衫夾棉花御冬。某得寒疾卒、妻女傭於人。

山陰余澗督之孫、性豪華、罄官囊十餘萬。晚無家、入老人堂有句自悼云：「當年揮霍金如土、今日張羅米似珠。」又云：「老境苦於嘗膽者、少年甘作負心人？」祖父亟稱、以為戒。余幼時、猶見其人。

鳥獸之智者、必有雨雪糧。麻雀、寒雅、山羊、鹿、遇大冰雪即飢凍而死、否則被繫。

國將亡、必先貧。明季、建僧寺費鉅萬、封福王竭庫藏。宮中以珠玉飾窗戶、編珠作簾幕、猫狗飾錦褥。封官爵客、魏以絢錦糊壁。及崇禎季年、御筆書券、借於宗親、應者甚少。國無蓄積、尚至於此、況家乎？（東昏侯馬有俄同將軍之稱。天啟宮中猫狗皆有官爵。世有行同犬豕而以高爵厚祿縱恣驕人。倘閱書史、必知自沮。且崇禎朝公侯將相、李闖屠戮、羊豕不如。居官時當日省。）

我家 高曾祖勤儉率下、歲有贏餘、必置田產。所得租穀、變價買田、故田多而產實。自忠房開「寶來飾店」、會亨錢莊、始變浮財。各房貪利息之厚、紛紛存放。咸豐辛酉、粵逆犯紹、盡為賊有。始悔不買田之失計、晚矣。我族中落由此。爾輩知之、如用錢有餘、以買田為最好之計。勿存銀號、勿開店舖、為市儈所騙。切記、切記！

諺云：「惜食有食喫、惜衣有衣穿。」斯言確極。少時過親族家、見衣裳堆牀榻、冠掛牆柱、鞋積踏板、敗肴果餌棄地者、無不中落。又見 祖父屢陳 高曾祖所遺、衣冠甚履雖甚舊、無破壞污漬。常訓曰：「一物之微、經人力所成、恣意糟塌、即是作孽。關壽元福澤、不可不慎。」敬誌之、以誡我後人。家業既成、必先置祭田、再置義田、再置義學、再贍親友、修造橋梁道路、施振諸善事。為後世子孫計、莫善於此。若施僧尼修寺院、非但無益、直是造孽！戒之。造花園別業、購書畫古玩、亦非詒謀之善。

乾隆朝、太原某、家裕百萬。晚年、半散諸戚族。指一篋告諸

訊

「恒訓」 周介孚

目錄

勉めて愚昧怠惰に陥らないようにせよ

勉めて阿片、煙草と酒を慎め

勉めて悪友を避けよ

養生法

病氣になつても西洋医は呼ぶな

家誠

ひたすら子供を我儘にさせる 　　ひたすら女の言葉を信ずる

ひたすら世間体を気にする（以上は没落の鑑）

良心を持つ 　　恒業を持つ

蓄えを持つ（以上は家を興す鑑）

恒訓⁽²⁾

恒心があつてこそ、恒業を持ち得るのであり、恒業があつてこそ、恒産を持ち得るのである。恒心があつて、始めて恒善

子曰：「吾藏至寶、爾能世守之、必大富貴、昌後〔嗣〕。」故視、則「朱子家訓」也。諸子遵行、遂成大族。予性介、運復蹇、不能積財以封殖、爰將生平所聞見者、可法可鑑持身保家之道、備述此編。爾輩守之、如讀極書、大門閭、昌後嗣、於是乎在。

光緒二十有五年太遂在屠維大淵獻陔月二十二日書竣俶後。

己亥十月上辭（孫）樟壽謹抄於江南陸師學堂

が現われるのであり、(恒心こそは)聖人となるための基礎なのである。普通の人間も、恒心が無いと巫や医者にもなれない。恒心をいつまでも持ち続けようとするなら、この教えを見よ。光緒二十五年己亥正月十八日介孚記す。

勉めて愚昧怠惰に陥らないようにせよ

愚昧な者は必ず怠惰になり、怠惰な者は必ず愚昧になる。毎日妄想を逞しくし、遊びや衣食にうつつを抜かしていると、何か起つてもすぐに忘れてしまい、読書もしなくなる。家内で群れて冗談を言い合い、外出して遊びほおけてばかりいると、何ひとつ身につかず、いつまでも半人前で、家庭も定職もなく、皆から卑しめられ嫌がれる。いくら小奇麗に着飾つても、道行く赤の他人に「接木された花木のような、去勢されてなよなよした鶏のような、蓮の花のような部屋住み息子」(冬を越せない意)と罵倒されるようでは、恥ずかしくもあり、心配でもある。向上心のある者は用心しなければならぬ。

愚昧から抜け出る方法は、万事真面目に取り組むことにある。本を読み字を書く時はじっくり手間暇をかけなければならぬ。精神を集中すると、気持ちりが自ずと落ち着いてくる。翌日なすべき事は、日記を一冊用意し、予め書き出しておけ。見聞きしたことのうち、学問に関することと家事に関することは漏れなく記載して常に仔細に読み返すようにし、くれぐれも怠けてはいけない。

およそ業績を挙げた官僚や結婚して独立した読書人、民衆で日記をつけなかつた者はいない。日記を見れば、普段の経験見聞、毎年の定例行事、それに一切の費用の用途が手に取る

ように判る。日記は、満ち足りた生活と、官爵及び俸禄を生み出す源であり、長寿と関わりがあるのだから、お前たちは勉めて日記をつけるようにせよ。

青年時代に三日間芝居見物をし、夜になって帰宅したが、ほとほと疲れた。余の父は叱って言った。「お前は、有用な活力を卑しい芝居ごときに費やした。何たる愚か者か」。その後、宴席が芝居付きだと、決まって昔の教えを思い出し、直ちに口実を設けて家路に着いた。

勉めて阿片、煙草と酒を慎め

「客窗閒話」に次のような話が載っている。「広東の高官付き幕僚が、嘉慶の末年に夢の中で冥界に遊んだ際、人血と泥を加えて作られた糊状の膏が山のように盛られているのを見た。びっくりし不思議がっていると、さる旧友が現われ、これは天帝が、人間が危険で恐ろしい存在なので誅殺しようとしたが誅殺しきれないため、水災、火災、戦災の諸災難以外に阿片の災難を加えたのだ。軽くても寿命を縮めるか家を破産させるかし、重いと命を奪うか後を絶やすかするが、善良なる者は無罪放免だ、と告げた。某は夢から醒めると、旧友の言葉を訝った。当時はまだ阿片が流行っていなかったからである。道光朝になり、果たして夢の通りになった。余はこの書を読んで、始めのうちは荒唐無稽な話ではと疑っていたが、今にして思えば、凡そ阿片を嗜む者は姻戚、友人、族人で百余を下らず、全員四罰のうち一つの罰を受けていることから、天帝が災難を降したとの説は信ずるに足る。刻み煙草も水煙管用であろうと普通の煙管用であろうと、害あって益なしである。酒の害は阿片と同じであり、時間を無駄に

して仕事に支障をきたすだけでなく、命までもやすやすと奪ってしまふ。試みに、錫壺¹⁸に酒を入れて長い間使っていると底がポロポロになり、屋内で酒を醸造すると梁や柱がたちまち腐ってしまう事実を見よ。まして血肉からなる身体はいうまでもない。女郎買いと賭博でとんだ目に遭うのは、多く酒に起因するのだ。くれぐれも戒めを忘れてはならない。誰かが酒を勧めたら、きつと下心がある筈だから、極力辞退せよ。

庚申の年「咸豊十年。一八六〇」の夏、跨湖橋孫氏¹⁹の樓閣で酒を飲み、拳を打ってひどく酔った。帰宅はしたものの前後不覚の状態で、翌日になってやっと酔いから醒めた。父は泣いて言った。「わが唯一の息子よ、お前が酒で死んだら我が家は一体どうなるのだ」。これを聞いて何ヶ月も悔やみ恥じた。癸亥の年「同治二年。一八六三」に病気が悪化した時にも、酒を慎むよう遺言した。余が一生酒を賭けて拳を打たなかったのはそのためである。

勉めて悪友²⁰を避けよ

およそ勉学を勧め、詩文を解釈し、色々と配慮してくれ、人材の発掘と養成について語る者は全てよき友であり、友となつてよい。

くれぐれも他人と義兄弟の契りを結んで²¹はならない。風俗習慣は様変わりするものだが、同様に人の心も一変するものである。だから輕輕しく他人と盟を結ぼうものなら、相手からやっかいな目に遭わされることが少なくない。某巡撫は上海で芸者遊びをしていた時、いまだ科挙に及第しておらず、さる貿易商社の長男と盟を結んだ。十数年後、件の息子は落ち

ぶれて娼妓館を開くに至り、よく某巡撫の威勢を笠に着た。そこで某は万金を贈って蘭譜²²を買い戻し、絶交したが、すでにその名声は地に落ちていた。

悪友は実に多いので、見分けがつくよう分類してみよう。人をたぶらかして女郎買、賭け事、喫煙²³、遊び事をさせる者。人をたぶらかして会党を組織、災難や騒動を招く者。人をたぶらかして華美な服装をさせる者。人を茶館、居酒屋、芝居小屋に誘う者。あることないことを吹き込んで人を仲違いさせる者。食事時に料理が不味いと言って食器や調度類を壊す者。匿名の手紙を送って悶着を引き起こす者。以上の者は絶対に善人ではないから、遠避けるがよい。中でも、会党を組織と必ず大獄事件を招くのは、明の復社、幾社、最近の康(有為)党²⁴など古今を問わず同様であるから、務めてこれを避けよ。

族人²⁵が集まった席では、くれぐれも雑談を慎め。およそ人の秘密を暴いたり、人の閨房内の秘め事を語ったり、人の是非曲直を論じたりしていると、その人に災難が降りかかるだけでなく、言った自分も底意地の悪い人間になってしまう。よく記憶し、くれぐれも慎め。

人からかつてばかりいると、自分が馬鹿にされるだけでなく、自分の亡父を辱めることにもなる。都に住む某華人は、さる宴席に出たところ真面目で通っていた人がいたので、存分にかからかった。それを不満に思った同席者が「なぜからかい返さないのでですか」と勧めると、某は「とてもとても」と言った。理由を問うと、某は答えて言った。「若い頃、さる友人をからかっていたら、父が聞きつけて、『出て失せろ!』

と怒鳴りつけ、百回鞭打った。⁽²⁵⁾父は私を叱って、「わしは長年お前を躡ってきたが、お前は人間性を磨いて勉学に励もうとするどころか、却てやたら人様に減らず口を叩き、けたたましく吠え立てるようになってしまった」と言い、かつ自ら悔やんで「わしは何か罪を犯したのであるう、人でなしを産んでしまった。こいつはいずれ我家を潰すに違いない。改心しなければ、勘当するぞ!」と申し渡した。それ以来、人をからかうことができなくなった。同席者は皆くすくす笑った。某拳人は忽ち顔が青ざめ、あたふたと席を立てて帰った。

他人の、内容が不確実なことや切羽詰ったことを見かけたら、くれぐれも余計なことは口にするな。某は代々家同士のつきあいがあった某家の息子と親しく、毎日のように顔を合わせていた。ある夜、会って話し込んでいると、突然ひそひそささやく声が聞こえてきたので、息子が急いで行つて見ると、自分の妾と下僕であった。憤懣やるかたなく、某に告げたところ、某は言った。「家に器量よしの妾と下僕がいたら、主人は広い心を持っていなければなりません。息子の顔色がさつと変わったのを見て、某は直ちに辞去した。翌日某家に向いて聞いてみると、妾は折檻を受けて死に、下僕は怖くなり自害して果てたが、実は不義密通のことなどはなく、ただ客の様子を窺っていたにすぎないとのこと。某は大いに悔やみ、のち他郷で亡くなり、後継ぎもなかった。息子も、亡き妾と下僕が無実を訴える夢をしきりに見、後悔した。⁽²⁶⁾継母に虐められた者が父親に訴えた。父親はすでに妻からさんざん吹き込まれて先入観を持っていたため、息子を叱りつ

けた。息子が抗弁したところ、父親は大いに怒り、親不孝者として役所に突き出そうとした。そこで息子は一番の親友を訪ねて事情を打ち明けた。親友は「父母がこうも愚味かつ凶悪では、人生の楽しみはすでに尽きたも同然だ。いずれ妻を娶れば、きっと妻は姑に逆らい、君は必ず妻に加担する筈だ。この世に生きることの難しさは現在に倍する」と言った。息子は深く溜息をつきながら帰宅し、ついに自殺した。父親は息子の無実と妻の強暴振りを知り、悲憤慷慨の余り病いを得て亡くなった。友人は知らせを受けた時、家におり、突然狂ったように「私の一言が父子二人を殺してしまった。罰として私の命を執り立ててくれ」と叫ぶなり地に倒れ、そのまま亡くなった。⁽²⁷⁾

養生法

毎日唾を三十六回飲み込め。⁽²⁸⁾寝る直前に掌と土踏まずを按摩せよ。腹部を数回按摩せよ。両手で頭から足まで全身をくまなく一とおり按摩せよ。朝方に親指の関節で眼頭と目尻を数回按摩せよ。両手を耳に当て、中指で後頭部を十回余り叩け(多いほどよい)。左右に首を振りながら、一方の手でもう一方の手の掌から肩まで揉み、その間に腕を数回伸縮させよ。これは満腹の時に消化を助ける。大小便の時は歯を食いしばれ。

幼時に 祖父⁽²⁹⁾に侍っていた折に、以上の各法を伝授され、また「これが養生のコツである」と言われた。祖父が享年八十三歳まで生き、それまで耳や目が利き、手足がピンピンしていたのは、そのお陰である。

病んでも西洋医を呼ぶな

中国では南方の人と北方の人では、氣質と體質が異なるため、服薬も異なる。北方の人はよく大黃²⁹を服用するが、四川人と楚人³⁰は附子³¹を好んで飲む。「同国人の」南方人でさえ異なるのだから、まして遠く數万華里の遠い海を隔てた外国に於ては言うまでもない。余が都にいた時、病人で西洋人の医者と呼んだ者が例外なく急死したのをこの目で見た。氷枕を使う者は、もつと早く死んだ。體質が異なるという道理を知らなかったためである。各種の水薬はとりわけ軽々しく飲んではいけない。たぶん中国の食べ合わせの禁忌を犯すからである(例えば柿、蟹、葱、蜂蜜と一緒に食すのも、中国では忌んでゐる)。但し打撲、骨折などの怪我は西洋医に診て貰つてよいが、その場合でも慎重に医者を選ぶのが肝心である。というのは中国在住の西洋人には、ホ医者が多いからである。西洋人はキニーネ³²で皮膚の腫瘍を治療するが、これも信用してはいけない。予が実際に見たことだが、張姓の友人がキニーネを買つて首の吹出物を治そうとしたところ、始めはみるみるうちに効いたが、ひと月余りたつて再発し、今度は前より悪化した。それで従来通り漢方医に診て貰つたら完治した。予も齒痛を患つた際、西洋人の水薬を使うよう勧められる者がいて、当日はかなり効いたが、翌日また痛くなった。これは中国の被医者が升薬で腫瘍を治そうとして、短時間は効くものの、その後必ず再発すると交わらない。例えば梅毒の場合、三日で効き目が現われるが、ひと月余りで再発し、全身潰爛して、手の施しようがなくなる。旅には、ふだん使っている効き目のある処方一式を記したものを携帯するのが一番である。もし病を得たら処方に従つて

服薬すれば、被医者の被害を蒙らずにすむ。病氣の治療には、簡便でしかもよく効く処方があるので、よく覚えておけ。これは自分にも効くし、他人にも効く。

体が冷えて病氣になったら、玉葱入りの大根スープを作つて、大きな碗に一杯飲み、布団を被つて寝れば、汗が出てすぐ直る。

暑氣あたりやコレラ等の急性病は、明礬³³を二三粒を飲むか、明礬水を飲む。どんな急性病でも、これを服用すれば効く。

冬に手足に霜焼ができたなら、破れないうちは唐辛子を潰けたお湯で洗え。破れたら明礬を溶かしたお湯で洗え。顔と耳朶に霜焼ができたなら、繰り返し自分の唾液と鼻水を塗ると、みるみるうちに効いてくる。

睡眠時に足がこむら返りすると、痛くて堪らないものだ。木瓜の実を一個(乾燥したものでも生のものでも構わない)ベツドの上に置いておくと足のこむら返りは起こらない。

山の瘴氣や各種の臭氣を嗅いだら、自分が穿いている靴下の底を鼻孔に当てるか唾を口に含むかすれば、解毒できる。それに悶香を燃やすと出る瘴氣も解毒できる。

夏に遠出する際、口に酸梅³⁴を一個含んでおけば、暑氣当たりを避けられるし、かつ喉の渴きを癒すこともできる。

用事のため外出して飲食しそびれた時のために、胡桃の種を數個携帯し、腹が空いたらこれを食べれば、胃を痛めずにすむ。

もし火事に遭つたら、盛んに燃える屋内では煙に巻かれ、多くが意識朦朧となる。これを免れるには、ぱつと地に伏し、腹這いになって外に逃ればよい。杭州には火事場泥棒が多

く⁽³⁷⁾ 彼らが火の中を自由に出入りできるのは、この手を使うからである。

人の体は水の中に入ると必ず浮かぶが、力むと息が切れて口や鼻から水が入り、たちまち沈んでしまう。泳げない者が、明るい所を見て潜り込むのは、明るい所が水底であることを知らないからだ(光線の照り返しで水底が明るいのだ)。もし足をすべらして水に落ちたら、覚悟を決めて、齒を食いしばり、手足をばたつかせなければ、すぐに浮き上がって助かる。

道光年間の末期、捻匪⁽³⁸⁾が蔓延り出した頃、幹線道路は戒嚴下にあった。清江⁽³⁹⁾から京師に行くのに、車輛の多くは隊伍を組んで進んだが、それでも略奪に遭った。数人の受験生「**拳人**」が都での試験「**会試**」を受けに「**一緒**」上京する途次道半ばにして車夫が、道が危険で進むのが困難ですと告げたため、一同大いに恐れ、進むも戻るも難しい状況に陥った。そこで**拳人**の一人が大声で言った。「かまわぬ! 私は**宋景詩**⁽⁴⁰⁾大親分とは大の仲良しだから、思い切って進め」。車夫が驚いて「**本当ですか**」と聞いたので、「**本当だ**」と答えた。かくて沿路、**宋**の立ち寄った跡を訪ねるとともに、事前に旅館に手紙を託して御機嫌を伺った。こうして一行は困難を恐れずに進んだ。京師に着いてから、旅仲間が争って理由を尋ねたところ、その**拳人**は「**車夫も旅館も全て捻党でした**が、私が**宋**と親しいと言ったので、**賊**たちは絶対に手出しをしなかつたのです。偽って御機嫌伺いしたのは、やつらに私のことを信じ込ませるためだったのです」と言った。皆その人並み優れた知恵と策略に感服した。

(待 続)

※ ○は原注、□は訳注。

注1 魯迅は同年正月末から二月初にかけて杭州に周福清を見舞っており、特に二十九日と三十日は、魯迅が単独で杭州府獄を訪れている。この時南京行の件を持ち出して承諾を得たか(翌二月一日に帰郷の挨拶のためである)、周作人とともに府獄に向出している。同日杭州を去る。魯迅は同年閏三月に離郷、途中再び杭州に周福清を見舞い、同月末に南京着。以上「周作人日記」(一九九六年大象出版社版)による。

2 「恒訓」(永久不変の教え)という言葉は、つとに「晋書」「夏侯湛」伝に見える(「政有常道、法有恒訓」「政治に一定の規律があり、法律には永久不変の教えがある」)。

3 「孟子」「梁惠王章句上篇」に「無恒産而有恒心者、惟士為能」(「一定の財産が無くても一定の道徳心を有することは、ただ士のみが可能である」とあるのに基づく。これに恒業、恒産を加え、全て重要だが、特に恒心こそが最も重要であると言っている。周家は士大夫の家柄であるから、続く「若民則無恒産、因無恒心」(「民は一定の財産を持っていないと一定の道徳心を持ち続けられない」)はひとまず無関係である。

4 「孟子」朱子注に「恒心人所常有之善心」(「恒心は人が常に有している善心である」とある)。

5 「論語」「子路篇」に「子曰、南人有言、曰人而無恒、不可以作巫医、善夫。不恒其徳、或承之羞、子曰、不占而已矣」(「先生が言われた。南方人に、恒心がないと賤職の巫医にもできない」「或いはない」「、という言葉があるが、いい言葉だね。恒徳がないと他人から恥辱を受けることになる、という言葉については、先生は、当然のことだね、と云われた」とある。「不可以作巫医」は鄭玄注

- (旧注)と朱子注(新注)では訓みが異なる。前者は「巫」の占「い」と医者「の治療」も受けられない。後者は「賤職の巫医にもできない」「或いはなれない」。ここでは文脈から朱子注を採用した。
- 6 ここは「持恒能久視。此訓辭」(「恒心を有していれば、久しく生き永らえることができる。以上、訓辭する」と取れなくもなさそうだが、「久視」は「老子」第五十九章に用例あり。「治人事天、莫若嗇、夫唯嗇、是謂早服……有國之母、可以長久、是謂深根固柢、長生久視之道」)、「訓辭」は元來名詞であり、動詞として使うのはやや無理がある。仮に動詞であるとしても、その場合「此」(「以上の通り」)、「右」は前文(前置き)を指し、肝心の後文(本文)は含まないことになり、おかしいことになってしまふ。
- 7 原文は「羣居談話」。「論語」「衛靈公篇」に「子曰、羣居終日、言不及義、好行小慧、難矣哉、」(「先生が言われた。一日中大勢で寄り集まって、話が道義に及ばず、しきりに小賢しいことを言うのは実に困ったことだ」とある。
- 8 原文は「花鬪線雞、荷花二先生」。「鬪」は雄雌を問わず去勢すること。「線雞」は、紹興では専ら去勢された雄鶏のことをいう(「越諺」中巻「名物」「禽獸」項)従って「花鬪線雞」の原義は「去勢されて虚弱になった雄鶏」(去勢された雄鶏は短命で、冬を越すのも容易でないという)。「荷花」(「蓮の花」)は一年性植物であり、これも短命で冬は越せない。「二先生」は「花鬪線雞」と「荷花」を言う(「先生」は擬人化用法)。ちなみに成語に「荷花大少」(夏は蓮の花のように着飾っているが、冬は着飾れない、女道楽をする旦那衆の意。大少は大爺と少爺があり、「越諺」中巻「人類」「惡類」項に「花花公子」(紹興方言で「紳官敗子」「紳士や官吏の道楽息子」)の意)という言葉がある。
- 9 原文は「要好看者」(「向上しようとする者」)であり、「要好看者」(「着飾りたい者」)ではない。
- 10 周福清の父親は以埏(考年)。拙文「魯迅の祖父周福清致(一)」(「東京大学東洋文化研究所紀要」第一一四冊「一九九一年二月」所載)第一章「周氏の家系」第二節「家系」二「魚化橋周氏」(一)「覆盆橋分支」2「覆盆橋の三房」(一)「致房」I「智房」I「興房」(第十一世(振字行)以埏)項等参照。
- 11 原文は「戲子」。ここでは芝居と訳したが、役者という意味もある。妾章氏との間に生まれた二男鳳升(伯升)が芝居好きであり(周作人「魯迅の故家」第一部「百草園六十」「伯升」、孫の魯迅、周作人兄弟も同様であった。魯迅の「社戯」(「呐喊」所収)は少年時代の芝居見物を踏まえた創作小品である。
- 12 原文は「煙」。「煙」には煙草と阿片の意味があり、ここは両者をいうのだろう。
- 13 「客窗閒話」は清の吳煥昌著(八卷統八卷)。「申報館叢書正集・新奇說部類」所収。
- 14 原文は「憲」。地方官庁において「憲」は巡撫(撫憲)、布政使(藩憲)、按察使(臬憲)、学政(学憲)を言う。
- 15 「膏」は一般にどろっとした糊状のものを言う。旧時阿片を煙膏(膏土、膏子)と称した。阿片の水浸液に水飴を加え熟成させた後、水分を蒸発させたエキス。ただこの時点では、該膏僚はこれが阿片だとは知らない。
- 16 イギリスが貿易の支払いに大量の阿片を充てている実情に対し、林則徐が嚴禁を主張し、道光二十四年(一八四二)イギリスとの間に阿片戦争が勃発した。
- 17 周福清の長男文郁が、晩年心身の苦痛を紛わすため、ざる親戚に勧められて阿片を嗜むようになる。覆盆橋周氏の阿片患者は、文郁の世代に限ってみても最低三人いる。
- 18 錫壺は紹興酒をお潤する道具。錫箔業は紹興の主要産業の一つ。
- 19 跨湖橋は紹興府城偏門外にある。周福清の最初の妻孫氏は跨湖橋孫氏出身で、孫氏の義理の弟孫琬銘と周福清はいわば竹馬の友の間柄であった。孫琬銘については拙文「魯迅の祖父周福清致(三)」(「東

- 京大東洋文化研究所紀要「第一九冊」「一九九二年十月」所載）第三章「科挙受験時代」第二節「郷試受験時代」一「孫氏との結婚」(五)「孫氏の義理の弟」「號銘」項参照。
- 20 原文は「損友」。「損友」については「論語」「季氏篇」に「孔子曰、益者三友、損者三友。友直、友諒、友多聞、益矣。友便辟、友善柔、友便佞、損矣」(孔先生が言われた。私に利益を齎す友に三種ある。私に損害を与える友に三種ある。直言してくれる友、誠実な友、博学多識の友は益を齎す友である。体裁のみ作って不正直な友、うわべだけ飾って不誠実な友、言葉のみ巧みな友は損害を与える友である)とある。
- 21 「義兄弟の契りを結ぶ」の原文は「換帖」。旧時、本人の原籍、生年月日、先祖三代の氏名履歴などを記した証書(蘭譜)を交換して義兄弟の契りを結んだ。
- 22 原文は「喫煙」。ここも阿片と煙草の両者を言うのだろうか。
- 23 康有為の党が招いた大獄事件とは、いわゆる戊戌政変(光緒二十四年八月六日)をいう。このことから本「恒訓」が戊戌政変以降に執筆されたことが分かる。
- 24 原文は「同堂」。祖父を同じくする族人、同窓生(「同学」、同郷人などの意味があり、ここでは族人の意にとった。
- 25 原文は「鞭之百」。教鞭(棒)で百回(非常に多い回数)を打つこと。
- 26 以上が他人の「内容の不確実なこと」の例。
- 27 以上が他人の「切羽詰ったこと」の例。
- 28 唾を飲むのは、歯を噛み合わせる(叩齒)。「啄齒」こととともに道家の修養法長生術の一(「津津」。「咽液」)。「三十六回唾を飲み」とあるが、本来は三十六回歯を噛み合わせ、その後口中の唾液を飲む。「道教」 道教とは何か(平川出版社。一九八三年)によれば、体内に入れた気が口から外に出ないようにするために口中を唾液で満たすのだ(アンリ・マスベロ「道教」という)。
- 29 周福清の祖父の名は珪。前掲「魯迅の祖父周福清致(一)」第一章「周氏の家系」第二節「家系」二「魚化橋周氏」(二)「覆盆橋分支」(一)「致房」I「智房」I「興房」第十世(誦字行)珪 項参照。
- 30 多年草の薬草。「川軍」とも言い、中国湖北、陝西、四川、雲南各省に分布する。便秘、腹痛、腫瘍などに効く。
- 31 湖北、湖南両省または湖北省の古称。
- 32 多年草の薬草。「僧鞋菊」とも言う。虚脱(大量の失血や脱水のため心臓が衰弱し脈拍が弱まる病気)、浮腫、嘔吐下痢などに効く。
- 33 外用漢方薬。水銀、硫酸カリウム、雄黄(硫化砒素の一種)などを練り合わせて作る。疔瘡、腫瘍、毒抜きなどに効くとされていた。
- 34 漢方薬として咳止めや鎮痛に用いる。
- 35 麻酔作用のある薬香。燃やして嗅ぐと意識が朦朧となる。
- 36 梅の実の燻製。漢方薬。解熱や駆虫に用いる。これを水で煮出し砂糖などで味付けしたものが、名高い北方の酸梅湯である。
- 37 周福清が獄中で読んでいたという上海の日刊紙「申報」には、よく杭州の火災記事が載っていた。「申報」は実業家アーネスト・メジャーにより同治十一年(一八七二)に創刊された。穏健な改革を唱える洋務派を支持し、論調は比較的自由であった。日清戦争では主戦論を堅持し、その後康有為、梁啓超らの維新派を支持し、編集長が保守派の黄協瑛に替わってからも維新派に同情的で戊戌維新を支持したが、戊戌政変が起こると一転して維新派を批判した。
- 38 捻党、捻軍。清朝から見れば匪賊(殺人強盗集団)であった。安徽、江蘇、山東、河南各省の辺境を中心に起こり、太平天国軍とも呼応して清朝軍と戦った農民反乱武装勢力。
- 39 捻党が猖獗した旧江蘇省淮安府清河縣清江浦(県城の所在地。旧大運河の南岸に位置する交通上の要衝。現同省淮陰市の属)。
- 40 捻党の指導者の一人で、山東で活躍した。中華人民共和国成立後、いわゆる「武訓伝」批判(一九五一年)の際に農民革命指導者として再評価された人物。